



26 逗 個 情 運 発 第 13 号
2014 年（平成 26 年）10 月 7 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫



防犯カメラ設置・管理運用事業、軽自動車税賦課事務、市営駐車場維持管理
事務、放置自転車等対策事務に係る個人情報の利用及び提供について（答申）

2014 年（平成 26 年）9 月 10 日付け、諮問第 17 号「防犯カメラ設置・管理運
用事業、軽自動車税賦課事務、市営駐車場維持管理事務、放置自転車等対策事
務に係る個人情報の利用及び提供について」に係る逗子市個人情報保護条例第
10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項の規定に基づく利用及び提供につきましては、
審議の結果、諮問の内容を適当と認め答申します。

記

本答申に基づき利用及び提供を行う場合は、個別条件に該当するか否かにつ
いて個人情報保護責任者が判断するとともに、その結果を本審議会へ報告する
こと。

以上